

中国人修学旅行生に対する査証免除措置の実施要領

2008年10月1日

日本国外務省

日本国と中華人民共和国との間の未来に向けた両国間の協力関係を強化していくため、次世代を担う若者の交流を深めるべく、日本国の領域に入国することを希望する中華人民共和国の修学旅行生及びかかる修学旅行生を引率する教職員に対する査証の免除を以下のとおり実施することとする。

1. 対象範囲・定義

(1) 修学旅行生とは、小中高校の教育課程の一環として教職員の引率により行われる旅行に参加する中華人民共和国の教育法に定められる中華人民共和国国内の小中高校（大学、各種専門学校等を含まない。）に所属する児童又は生徒であって、引率者たる教職員等とともに同一の団体行動をとるものをいう。

(2) ただし、中華人民共和国国内において地域ごとに特殊な事情があることを勘案し、下記3.(1)に従って書類の提出を受けた在中華人民共和国日本国大使館又は総領事館においては、書類の提出のあった学校について調査を行った上で、本件査証免除措置の対象とすることが適当かどうかにつき、原則として公館長の判断により決定することとする。

(3) 修学旅行を行う学校又は同校を設置している法人若しくは団体に所属する教職員であって、職務として児童又は生徒を引率しかつこれと行動を共にするものも、本件査証免除措置の対象とする。

(4) 上記(3)の教職員に当たらない添乗員については、本件査証免除措置の対象としない。ただし、下記3.(1)(ロ)の名簿に記載の上、同3.(2)にいう修学旅行生の利用するブースを修学旅行生と共に利用することができる。

2. 在留資格及び在留期間

短期滞在（30日）

3. 上陸手続

(1) 修学旅行を行う学校の校長は、修学旅行生一行の日本国への上陸の5労働日前（原則として前週の同曜日）までに、在中華人民共和国日本国大使館又は総領事館に以下の書類（様式別紙）を提出する。大使館又は総領事館は、提出された書類の原本に認印及び受理番号を付した上で学校に返却する。

(イ) 学校長の書簡

(ロ) 名簿

(ハ) 旅程表

(注) 日本語訳は必ずしも付す必要はない。

(2) 修学旅行生は、日本国の入国審査官が指定する一般とは別のブースを利用することとし、引率者又は添乗員は上記(1)の書類(原本)を日本国の入国審査官に提示する。

(3) 引率者は、日本国内に滞在中、自己の引率する児童又は生徒に日本国の法令を遵守させる責務を負う。また、引率者は、日本国の出入国審査場において、自己の引率する児童又は生徒を整列させるなど、入国審査官の指示に従わなければならない。

(了)

(学校長の書簡)

日本国法務大臣閣下 (日本国法務大臣閣下)

茲证明本校学生及其领队教职员 (名单另附) 符合日本国政府修学旅行免办签证政策, 并按下记日程访问日本。

(本校の生徒および引率教職員 (名簿添付) は、日本国政府の修学旅行査証免除政策に合致すること、および以下の日程で日本を訪問することをここに証明します。)

到达日期 (到着日)
入境口岸 (入国地点)
入境乘坐航班 (入国時の搭乗便)
离境日期 (出国日)
离境口岸 (出国地点)
离境乘坐航班 (出国時の搭乗便)
学校名称 (学校名)
主管教育部门 (監督教育機関)
学校地址 (学校住所)
联系方式 (連絡方法)

校长 (校長)
学校公章 (学校公印)
年 月 日

(名簿)

中国公民赴日修学旅行名单 (中国国民訪日修学旅行名簿)

受理号码 (受理番号)
使领馆公章 (公館公印)

学生 (学生)	名
教职员 (教職員)	名
旅行社领队 (旅行社ガイド)	名
合计 (合計)	名

	身份	姓名 (氏名)		出生年月日 (生年月日)	性别	护照号码 (旅券番号)	备注 (附注)
		中文	英文				
1	教职员						
2	教职员						
3	学生						
4	学生						
5	学生						
6	学生						
7	学生						
8	学生						
9	领队						

校长 (校長)
学校公章 (学校公印)
年 月 日

(旅程表)

日程表

	活动安排 (行事計画)	住宿 (宿泊)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		